

9 法人事業税

ア 事業税額等

			番 号	現 事 業 年						
				確 定 額			左に対応する前年 度分の中間申告額		確定申告が翌年度 になる中間申告額	
				事業 年度数	所得（収入） 金額	税額 ①	事業 年度数	税額 ②	事業 年度数	税額 ③
所得課税分 (外形対象法人分を除く)	普通法人	本県本店分	1	431	11,546,575,000	754,057,900	149	260,891,900	158	312,946,300
		他県本店分	2	1,701	31,942,711,000	2,122,951,600	725	499,627,800	781	772,068,000
		県内法人	3	13,521	59,189,573,382	3,474,644,300	1,786	1,044,287,300	1,893	1,133,404,700
		計 a	4	15,653	102,678,859,382	6,351,653,800	2,660	1,804,807,000	2,832	2,218,419,000
	特別法人 b	5	967	8,279,680,000	534,308,700	-	-	-	-	
	公益法人等 c	6	419	278,061,000	51,393,400	-	-	2	64,000	
	人格なき社团等 d	7	159	861,000	3,754,300	2	494,900	1	378,400	
	清算法人 e	8	202	-	4,799,600	1	213,900	2	16,900	
	特定信託 f	9	-	-	-	-	-	-	-	
	法人課税信託 g	10	-	-	-	-	-	-	-	
	計 A a+b+c+d+e+f+g	11	17,400	111,237,461,382	6,945,909,800	2,663	1,805,515,800	2,837	2,218,878,300	
	収入金額課税分 B	12	144	211,817,327,857	1,906,349,400	67	872,456,400	90	911,750,700	
	課税標準の特例による 課税 C	13	-	-	-	-	-	-	-	
外形対象法人分	所得割分	14	944	112,947,196,602	921,917,400	789	1,617,856,500	844	480,740,000	
	付加価値割分	15		373,514,302,149	4,236,639,500		1,280,627,800		1,999,098,600	
	資本割分	16		398,977,980,608	1,905,782,000		583,035,200		931,153,700	
	計 D	17	944		7,064,338,900	789	3,481,519,500	844	3,410,992,300	
	合計 A+B+C+D	18	18,488		15,916,598,100	3,519	6,159,491,700	3,771	6,541,621,300	

- 注 1 「現事業年度分」とは、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの間に終了する事業年度分（同日後に終了する事業年度分で平成30年3月31日までに申告書の提出があったものを含む。）について確定申告書の提出のあったものである。
- 2 ①及び⑦又は「所得（収入）金額」欄は、平成29年度において確定申告、修正申告、更正又は決定によって確定した事業税額（過事業年度分で平成28年度以前に申告等があり、平成29年度に修正申告、更正増があったものについては、当該増差税額をいう。）又はこれに対応する所得（収入）金額である。なお、「確定額」のうち「事業年度数」については決定分を、「税額」については確定申告も決定もない中間申告を含んだ。

(単位：円、件)

度 分		過 事 業 年 度 分				合 計	番 号
事業 年度数	税額 ④	中間納付額の 歳出還付額 ⑤	調定額 ⑥ ①-②+③+④ +⑤	所得(収入)金 額	調定額 ⑦	合計 ⑥+⑦	
-	-	21,841,200	827,953,500	59,977,227	3,621,700	831,575,200	1
17	30,175,600	78,900,300	2,504,467,700	426,241,080	18,890,100	2,523,357,800	2
-	-	208,479,400	3,772,241,100	1,120,071,428	48,301,100	3,820,542,200	3
17	30,175,600	309,220,900	7,104,662,300	1,606,289,735	70,812,900	7,175,475,200	4
-	-	-	534,308,700	141,117,173	5,451,400	539,760,100	5
-	-	-	51,457,400	14,574,682	560,200	52,017,600	6
-	-	-	3,637,800	1,951,506	62,300	3,700,100	7
-	-	-	4,602,600	2,304,791	78,300	4,680,900	8
-	-	-	-	-	-	-	9
-	-	-	-	-	-	-	10
17	30,175,600	309,220,900	7,698,668,800	1,766,237,887	76,965,100	7,775,633,900	11
5	13,790,100	509,600	1,959,943,400	1,029,766,782	9,193,800	1,969,137,200	12
-	-	-	-	-	-	-	13
28	1,313,500	74,433,000	△ 139,452,600	1,316,783,214	37,188,000	△ 102,264,600	14
	38,169,700	13,390,200	5,006,670,200	4,449,680,485	31,895,500	5,038,565,700	15
	16,276,800	27,327,400	2,297,504,700	7,622,675,852	22,332,900	2,319,837,600	16
28	55,760,000	115,150,600	7,164,722,300		91,416,400	7,256,138,700	17
50	99,725,700	424,881,100	16,823,334,500		177,575,300	17,000,909,800	18
					当該年度において発生した 歳出還付額	320,544,300	

- 3 「確定額」の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件とした。なお、欠損法人等納付すべき税額がないものについても計上した。
- 4 「中間納付額の歳出還付額」は、現実に還付したか否かを問わず、還付が確定した額である。
- 5 「当該年度において発生した歳出還付額は、現実に還付したか否かを問わず、当該年度中に還付が確定した額であり、⑤を含まない。